

(趣旨)

第1条 この規程は、広島市立大学学則（平成22年広島市立大学学則第1号）第6条第2項の規定に基づき、教育基盤センター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針及び入学者受入れの方針に基づく体系的で組織的な教育を行えるよう、学士課程及び大学院課程における共通教育や特色ある教育を企画し、推進するとともに、本学が行う教育の恒常的な点検・評価・改善を組織的に推進し、その実施を支援することを目的とする。

(分掌事務)

第3条 センターは、次に掲げる業務を所掌する。

- (1) 全学共通系科目、外国語系科目、教職課程及び全研究科共通科目の企画・運営・点検・評価に関すること。
- (2) 特色ある教育などの全学的な教育プログラムの企画・運営・点検・評価に関すること。
- (3) 学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針に係る点検・評価の進行管理及び実施支援に関すること。
- (4) 教育及び学習の実態及び成果に関する調査の企画・実施に関すること。
- (5) 学生の学修成果の可視化等に係る教学データの収集、蓄積、分析及び活用に関すること。
- (6) 学位プログラム等に係る点検・評価の進行管理及び実施支援に関すること。
- (7) 教職員のファカルティ・デベロップメントの企画・実施に関すること。
- (8) 附属施設・センター間の連携などによる教育・学修支援の企画・運営に関すること。
- (9) 入学前教育及びリメディアル教育の企画・運営に関すること。
- (10) TAなどの指導補助者等に対する研修の企画・実施に関すること。
- (11) 教育のデジタル化の推進に関すること。
- (12) 全学的な教育課題及び教学マネジメントや高等教育等に係る調査研究並びに提言に関すること。
- (13) センターに係る中期計画及び年度計画の策定及び評価に関すること。
- (14) その他教学マネジメントの推進に関すること。
- (15) 前各号に掲げるもののほか、センターの運営に関すること。

(組織)

第4条 センターに、次の職員を置く。

- (1) 教育基盤センター長
- (2) 教育基盤センター副センター長
- (3) 教育基盤センター次長

(4) 専任教員

(5) 事務職員その他必要な職員

2 前項に定めるもののほか、センターに次の職員を置くことができる。

(1) 教育基盤センター長補佐（次項で「センター長補佐」という。）

(2) 兼任教員

3 センター長補佐は、専任教員のうちから教育基盤センター長（以下「センター長」という。）が指名し、理事長が任命する。任期は、センター長の任期の範囲内とする。

4 兼任教員は、学長が指名し、理事長が任命する。

（センター長）

第5条 センター長は、学長が指名し、理事長が任命する。

2 センター長は、センターの運営をつかさどる。

3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、センター長の任期の末日は、当該センター長を任命する理事長の任期の末日以前でなければならない。

4 センター長が辞任したとき、又は欠けたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（副センター長）

第6条 教育基盤センター副センター長（以下「副センター長」という。）は、学長が指名し、理事長が任命する。その数は3人以内とする。

2 副センター長は、センター長を補佐するとともに、センター長が定める分掌事務を統括し遂行する。

3 センター長に事故があるときは、あらかじめセンター長が指名する副センター長がその職務を代理する。

4 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、副センター長の任期の末日は、当該副センター長を任命する理事長の任期の末日以前でなければならない。

5 副センター長が辞任したとき、又は欠けたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（アドバイザー）

第7条 第4条に規定するもののほか、センターにアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、センターの業務に関し専門的な知見を有する学外の有識者からセンター長が推薦し、理事長が委嘱する。

3 アドバイザーは、センターの業務に対して助言指導を行う。

4 アドバイザーに関し必要な事項は、別に定める。

（部門）

第8条 第2条の目的を達成するため必要があるときは、センターに部門を置くことができる。

（委任）

第9条 この規程の施行に関し必要な事項は、センター長が、その事項に応じて学内委員会（公立大学法人広島市立大学組織規則（平成22年公立大学法人広島市立大学規則第1号）第12条第1項に定めるものをいう。）に諮って定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。